

# 令和7年度北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議

日時： 令和7年10月20日（月）午後7時～8時30分

場所： 川薩保健所 2階 大会議室

## 会 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) 報告事項

ア 令和6年度第2回北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議について【資料1】

イ 令和7年度第1回各保健医療圏病床機能別専門部会合同部会の協議結果について

#### (2) 協議事項

ア 年度目標について 【資料2】

イ 令和6年度病床機能報告と定量的基準の照合結果について 【資料3】

ウ 具体的対応方針（2025年に向けた計画）で未定と回答した非稼働病棟の対応について 【資料4】

エ 具体的対応方針と令和6年度病床機能報告に異なりがある休床中の医療機関の対応について 【資料5】

#### (3) 情報提供

ア （仮称）薩摩川内市上甕島診療所建設について 【資料6】

イ かかりつけ医報告制度について 【資料7】

イ 2025年に向けた評価について 【資料8】

#### (4) その他

### 3 閉 会

北薩地域振興局保健福祉環境部健康企画課

## 北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議委員名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	出 欠	備 考
郡市医師会	川内市医師会	会長	岩川 俊二	出席	
	薩摩郡医師会	会長	堀之内 都基	出席	
	出水郡医師会 (介護支援専門員協議会出水支部)	会長 (支部)	來仙 隆洋	出席	
市郡歯科医師会	薩摩川内市歯科医師会	会長	銀屋 一彦	出席	
地区薬剤師会	出水郡薬剤師会	会長	瀬野浦 格	出席	
地区看護協会	鹿児島県看護協会出水地区	地区長	妙圓園 和代	出席	
市町長	薩摩川内市	市長	田中 良二	代理出席	保健福祉部長 祁答院 欣尚
	さつま町	町長	上野 俊市	代理出席	副町長 角 茂樹
	阿久根市	市長	西平 良将	代理出席	こども保健課保健予防係長 尾上 京子
	出水市	市長	椎木 伸一	代理出席	副町長 富田 忍
	長島町	町長	川添 健	代理出席	副町長 長岡 勇二
代表性を考慮した病院・診療所、 主な疾病に関する学識経験者等 及び 介護保険事業者、 保険者等	川内市医師会立市民病院	院長	田實 謙一郎	出席	
	薩摩郡医師会病院	院長	神野 公宏	出席	
	出水郡医師会広域医療センター	院長	内匠 拓朗	出席	
	済生会川内病院	院長	寄山 敏男	出席	
	クオラリハビリテーション病院	理事長	松下 兼一	出席	
	出水総合医療センター	院長	花田 法久	出席	
	卓翔会記念病院 (介護支援専門員協議会川薩支部)	理事長 (顧問)	黒田 篤	出席	
	久留医院	院長	久留 敏弘	出席	
	鹿児島県認知症グループホーム連絡協議会 (いずみ川薩支部)	理事	酒匂 光彦	出席	R7年度新規
	鹿児島県保険者協議会 (全国健康保険協会鹿児島支部)	委員(企画 総務部長)	北原 陽子	出席	
保健所	北薩地域振興局 保健福祉環境部 (川薩保健所・出水保健所)	保健福祉 環境部長	岩松 洋一	出席	

任期：令和9年3月31日まで

# 令和7年度第1回北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議座席図

令和7年10月20日(月)午後7時～午後8時30分 (川薩保健所 2階 会議室)

議長

随 行 席	川内市医師会長 岩川委員					北薩地域振興局 保健福祉 環境部長 岩松委員	事 務 局	健康企画 課長 和田
	薩摩郡医師会長 堀之内委員					鹿児島県保険者 協議会 北原委員		補佐兼企画 管理係長 中島
	出水郡医師会長 來仙委員					県認知症グルー プホーム連絡 協議会 酒匂委員		出水支所長 代理 松本
	薩摩川内市歯科 医師会長 銀屋委員					川内市医師会 監事 久留委員		出水支所 保健係長 片平
	出水郡薬剤師 会長 瀬野浦委員					卓翺会記念病院 理事長 黒田委員		保健技師 補見
	県看護協会 出水地区長 妙園委員					出水総合医療 センター院長 花田委員		主査 前田
	薩摩川内市長 田中委員 (代理: 祁答院 保健福祉部長)					クオラリハビリ テーション病院 理事長 松下委員		
	さつま町長 上野委員 (代理: 角 副町長)					済生会 川内病院長 奇山委員		
	阿久根市長 西平委員 (代理: 尾上 こども保健課 保健予防係長)					出水郡医師会 広域医療 センター院長 内匠委員		随 行 席
	出水市長 椎木委員 (代理: 富田 副市長)	長島町長 川添委員 (代理: 長岡 副町長)	(説明席)	川内市医師会立 市民病院長 田實委員	薩摩郡医師会病 院 神野委員			

県医師会(傍聴席)			説明席(薩摩川内市)	

傍聴席			記者席	

## 北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号、以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき、鹿児島県地域医療構想（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するために、次の事項について検討する。

- (1) 北薩地域保健医療圏における地域医療構想に関する事項
- (2) その他必要な事項

### (組織)

第3条 調整会議は、委員22名以内で組織する。

2 委員は、法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから北薩地域振興局長が委嘱又は任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 委員は再任を妨げない。

### (議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1名及び副議長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (調整会議)

第6条 調整会議は、議長が招集する。

- 2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は、調整会議の議事を整理する。

(専門部会)

第7条 調整会議に、専門的な事項について調査研究するため、必要な専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、議長がこれを招集する。

3 第4条、第5条及び第6条第2項から第3項までの規定は、専門部会において準用する。この場合において、これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」となるのは、「副部会長」と読み替えるものとする。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、その者が指定し、これを議長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、北薩地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から実施する。